

第1章 計画策定にあたって

1 計画の基本理念

日本国憲法では個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等[※]の実現に向けた様々な法律や制度の整備などが進められてきました。

男女共同参画社会基本法[※]第3条においては、男女共同参画社会[※]の形成は男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならないと定めています。

「今治市男女共同参画推進条例」の基本理念にのっとり、女性も男性も一人一人の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野へ共に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指します。

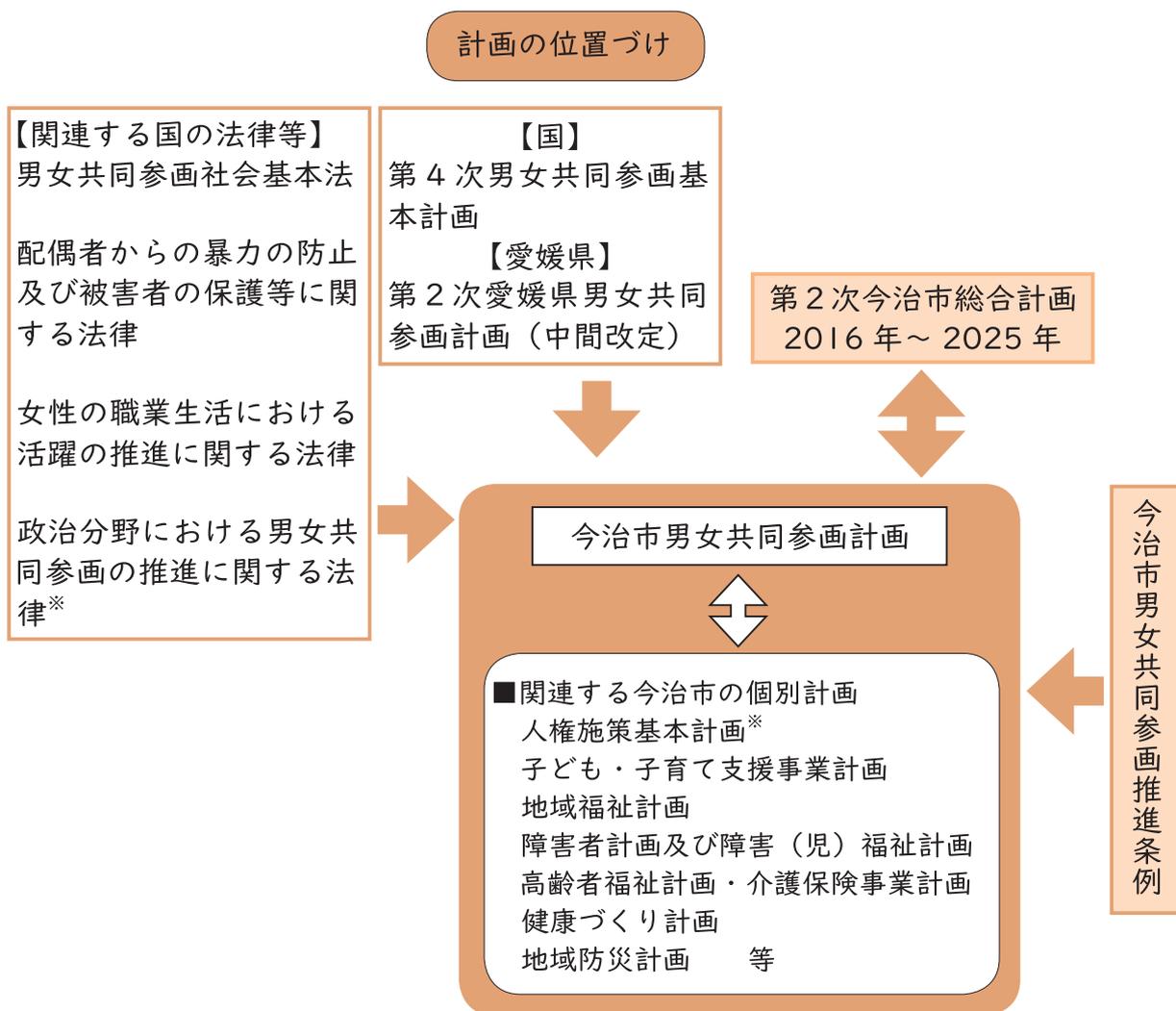
今治市男女共同参画推進条例基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度または慣行への配慮
- ③安心して継続できる職業生活
- ④家庭生活と他の生活との両立
- ⑤政策・方針の立案・決定への共同参画
- ⑥自立の精神と男女平等に配慮した教育
- ⑦国際社会の取組との協調

2 計画の目的と位置付け

今治市男女共同参画推進条例の基本理念に基づいて、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

- ◇ 「男女共同参画社会基本法」※第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。
- ◇ 「今治市男女共同参画推進条例」（平成18（2006）年6月施行）第10条に基づく計画です。
- ◇ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）※第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。
- ◇ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）※第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置づけます。



3 計画の性格と役割

- ◇本計画は、男女共同参画に関する社会的な動向に鑑み、平成30年度に実施した「市民意識調査」及び「事業所実態調査」の結果や、今治市男女共同参画審議会での審議を受けて、男女共同参画社会[※]の実現に向けた今治市の総合的な施策・事業を定めるものです。
- ◇本計画は、国の「男女共同参画基本計画（第4次）に向けての基本方針」及び愛媛県の「第2次愛媛県男女共同参画計画（中間改定）」を踏まえた上で、「第2次今治市総合計画」との整合性を図り、「今治市男女共同参画推進条例」の実現を目指すものです。
- ◇本市が目指す男女共同参画のまちづくりの方向を明らかにするとともに、市政を男女共同参画の視点から見直し、今後10年間に取り組むべき施策・事業を定めています。
- ◇家庭、地域、職場、学校において、市民、事業者、教育関係者がそれぞれの立場から男女共同参画を進める共通目標・行動指針となるものです。
- ◇本計画の推進を通して、SDGs[※]（持続可能な開発目標）の達成に貢献します。

4 計画の期間

計画期間は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間とします。大幅な社会情勢の変化や国の動向に対応して、必要に応じて適宜、見直しを行います。